

第二百十回国会(臨時会) 参議院消費者問題に関する特別委員会

令和4年12月10日(土曜日)

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する質疑

【質問のポイント】

1. 旧統一教会による被害者防止と被害者救済のさらなる実効性の向上のために、どう取り組んでいくのか総理の考えを伺う。
2. 今回の法整備によりどのような場面、どのような救済措置が活用できる想定なのか具体的にわかりやすく示して欲しい。
3. 配慮義務規定によって、被害救済と防止についてどのように実効性を確保しているのか。
4. 宗教二世の救済につなげていくためには、裁判費用等への公的負担等実質的な支援、公的機関と民間NPO党との連携強化が大切だと考えるがどうか。
5. NPO等の活動や我が国の伝統的な風習、寄付文化の醸成に影響が出ないようにすることも大切と考えるが総理の考えを伺う。

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 継続調査要求に関する件
- 委員派遣に関する件

○委員長(松沢成文君) ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

(略)

○委員長(松沢成文君) 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

案の両案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。

○委員長(松沢成文君) 本日は、大変重要な法案の審議で質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。消費者庁に設置されました靈感商法等の悪質商法への検討会でありますと報道等を通じて、多くの被害者の皆

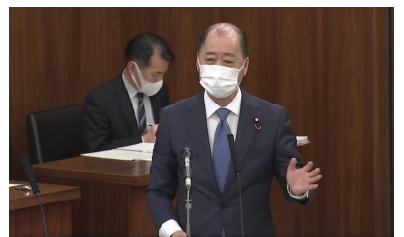


さんはほとんど自己破産になるような状態まで献金をさせられる、そういう状況であるとか、その中、被害者の子供さんたち、いわゆる宗教二世の皆さんは、学校に給食費が払えず進学もできないといった極めて深刻な状況が明らかとなっております。

岸田総理は、旧統一教会の被害者の皆さんと内々にお会いになられたと伺っております。凄惨な経験を直接伺われたというふうに承知しております。昨日の本委員会の参考人質疑では、統一教会の元二世信者の方が御自身の経験についても述べられたわけでございます。

深刻な被害が明らかになる中で、被害者の皆さんに救済の手が差し伸べられていなかったことについて、政治家の一人として私もじくじたる思いでございます。実効性のある被害救済、未然防止などのための法制度の整備に向けて、これまで重ねてきました与野党そして政府の努力の成果である本法案を早く成立、施行させる必要があるというふうに考えております。

同時に、本法案は被害者救済と被害防止に向けたこれは大きな一歩でありますけれども、実効性のある措置を講じていくためには、しっかりと検証をして、フォローをしていかなければなりません。本法案が一部修正をされて衆議院を通過した際に、昨日参考人としてお話をいただいた元二世信者の方が報道のインタビューに答えられ、その中で、被害者の声により短期間で法案ができたことに感謝す



るといふふうに言われた一方で、課題は残っていると、実効性を伴った見直しをしてほしいと、こういうふうにも語られたと報道されておりました。昨日の参考人質疑でも同様の御意見を述べられたというふうに思っております。

今回、与野党協議によりまして新法におきましては衆議院で修正をされまして、見直し規定は施行後三年を目途から二年と短縮をされたわけでございます。この見直し規定の重さを更に私も実感をした次第でございます。

岸田総理ももちろんこのような被害者の方の声を御承知なわけでございますけれども、旧統一教会による被害防止と被害者救済の更なる実効性の向上のためにどう取り組んでいこうとお考えなのか、まず岸田総理にお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君)

まず、委員御指摘のように、私も被害者の方々から直接話を聞き、この事態の深刻さ、そして政治の責任の大きさ、こうしたものを痛感し、何としても早急な対応をしなければならぬということに関係省庁に指示を出してきたところで、その中で、まず一つは、宗教法人法に基づく報告書、徴収・質問権の行使により事実把握と実態解明を進めるということ、また、被害者の救済に向けた相談体制を充実させるということ、そして、今後同様の被害を生じさせないために法



議員の質問に答える岸田総理

制度の見直しをしつかり行うというところ、こういったこの三つの方針で臨んでまいりました。

そして、この国会に改正法、新法、この提出をさせていただき、御審議をいただいているわけですが、こうした法律の成立後も政府としてこの実効性を高めるために様々な努力をしていかなければならない、このように思っています。まずは、今言った三つの方針、これは引き続きしっかりと維持し、追求していかねければならないと思います。そして、その上で、法律の解釈の明確化など、この法律の実効性の向上、さらには、この法律の運用におきましても適切な運用が図られるように様々な支援の取組も続けていかなければならない、このように感じています。

是非、法律、今御審議いただいているわけですが、成立していただきたならば、引き続き、政府として今申し上げたようなこの取組を引き続き続けていくべく努力をしていきたいと考えております。

○宮崎雅夫君

総理、ありがとうございます。

是非本場に引き続き総理のリーダーシップでもって取組を続けていただきたいというふうに思います。

まずは、本法案が成立した後でございませうけれども、しっかりとやはり今の時点でも活用されて、実効性をもちろん上げていくための最大限のこれ努力をしていかないといいなというふうに思うわけでございます。



被害の状況を見てみますと、九月五日から十月末の時点で、政府の相談窓口で旧統一教会によるとされた被害に関する相談は二千三百六十七件あったとされており、被害を受けておられる、そういうふうにおられる方がまだまだ多数いらっしゃるというふうに推測をされるわけでございます。

今回の法整備では、禁止行為の規定の明確化や取消しの対象範囲の拡大、さらに、取消し権の行使期間の延長、裁判上、裁判外における消費者保護の実効性の向上を図るほか、被害者本人はもとより、子や配偶者の生活等の維持にも配慮した特例を設けるなど、相当広い範囲で対応が盛り込まれておりますけれども、これらの措置を必要とする方々、すなわち被害を受けておられる多くの皆さんに具体的にこれ知っていただくこと、理解をしていただくこと、これが大切だということに思います。

そこで、今回、法整備に、どのような場面でのどのような救済措置が活用ができる想定なのか、河野大臣から具体的に分かりやすくお示しをいただければと思います。よろしくお願いたします。

○国務大臣（河野太郎君） 今回の新法によりまして、寄附のうち、契約ではない単独行為についても取消しが可能となります。例えば、法人等が個人に対し退去妨害をすることによって困惑して遺贈の意思表示をさせたような場合、個人はその意思表示を取り消すことが可能になります。

また、消費者契約法の改正では、靈感等による知見を用いた告知による勧誘に関する取消し権について、対象範囲を拡大するとともに、行使期間を延長した上で、現行の取消し権について時効が完成していないものにも適用いたします。例

えば、改正法案の施行時に、追認をすることができるときから十一か月の状態、あと一か月で取消し権が時効消滅するとうような場面でも、二年一か月の間は取消し権の行使が可能となります。



議員の質問に答える河野大臣

さらに、国民生活センター法の改正でADRの迅速化を図ることとしております。これによって、過去の事案でも、国民生活センターでADRの手続を迅速に行うことで被害の救済を可能とすることができま。

こうした新法、改正法により、これまで救済できなかった被害をより幅広く救済をし、かつ、将来に向けて被害の未然防止に役立つものと考えております。

○宮崎雅夫君 大臣、ありがとうございます。是非とも、今御説明をいただいたようなことも含めて、分かりやすさというのには非常に大切なこととござい

ます。動画配信サービスなども活用していただいで、大臣の発信力では是非分かりやすい情報発信をお願いを申し上げます。思います。

これまでの審議などで議論や質疑が多くなされたものの一つは、マインドコントロール、これをめぐるものであったというふうにお聞きします。これは統一教会が、寄附の勧誘に際しまして、被害者を困惑させるという形よりも、不安をおおたり、不安に乗じたりして、いわゆる現実感や価値観を変えさせられて精神的に自

由な判断ができない状況にした後に、これ進んで寄附をするように仕向ける、マインドコントロール下に置くところに問題があったというふうに理解をしております。

ただ、やはり皆様も御指摘のとおり、このマインドコントロール下での寄附を制限をする難しさというのは、外見上だけ見れば被害者は困惑しているかどうかの区別が付かない、内心の問題となるというところにあるわけでございます。そこで、内心の問題ともなるマインドコントロールに対処しようと、寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務、これを新法に設けたところであります。

この配慮義務規定によって被害救済と防止についてどのように実効性を確保していくのか、河野大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣（河野太郎君） この配慮義務に関しましては、寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑制し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについての適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること、こういうことなど、その勧誘によつてもたらされる結果としての個人の状態を規定をしております。これは、いかなる行為によるものであったとしても寄附勧誘の際にはそのような結果をもたらしてはいけないという規範を示すものであり、禁止行為とする場合よりも、こうした結果を招く、より幅広い行為を捉えることができるかと考えております。配慮義務に反するような不当な寄附の勧誘行為が行われた場合には、民法上の不法行為の認定、そしてそれに基づく損害賠償請求が容易となり、被害救済の実効性が高まると考えております。

衆議院において修正案が可決されまし

たが、これにより、寄附の勧誘者に対し被勧誘者への十分な配慮を行うことを求めるとともに、配慮義務に違反する法人等に対して一定の場合に勧告、公表あるいは報告徴収を可能とする、そういうことになりました。いわゆるマイノリティコントロール下で適切な判断をすることが困難な状態に陥った場合の被害の救済などについても、より一層実効性の向上が図られるものと認識をしております。

○宮崎雅夫 大臣、ありがとうございます。配慮義務にすることで救済の幅が広がるといふこと、また、修正によって更にそれがより幅も広がるといふこと、ことで理解をさせていただきま。

次の質問に移らせていただきます。宗教二世の方々のお話では、不当な勧誘による多額の寄附に伴う困窮等について児童相談所や学校の先生に相談をしても、信教の自由でありませつか家庭内の問題じゃないかということ理由に相談に乗ってもらえなかったという例があったというふう聞いております。消費生活センターや児童相談所などの公的な機関で相談体制の強化、これは冒頭総理からもお話があったところでありますけれども、法テラスとの連携など、これも図っていくべきだといふふう考えております。

そして、法テラスに相談をしていただいて裁判になれば、被害を受けている方というのは、ただですら経済的に厳しいという中で裁判費用等の金銭的な負担もこれ当然生じてくるわけでありま



す。裁判費用等の金銭的な支援など、実質的な救済につながる支援の充実も図るべきだといふふう考えています。

また、孤独や孤立対策に取り組むNPOの方にすれば、若い方々は、公的機関がよく使っておられる電話でありますとか直接面接という、そういう形での相談よりも、ウェブ上でのチャットであるとかメール、SNSでの相談を好むといふふう言われております。宗教二世の若い方々もNPOの方が話を聞いてもらいやすい、まあ相談しやすいのかなといふふう感じることもございます。

そこで、宗教二世の方々の悩み、苦しみをしっかりと上げて救済へつなげていかなければいけないわけですから、裁判費用等への公的負担等々を通じて法テラスの活用に向けた実質的な支援でありますとか、消費生活センター、児童相談所や法テラスといった公的機関、それから民間、NPOとの連携の強化ということがやはり大切ではないかといふふう考えるわけでございまして、河野大臣の御所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（河野太郎君） いわゆる宗教二世の方々に対する支援について、この旧統一教会問題の関係省庁連絡会議において、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策を取りまとめているところでございます。

そこでは、法テラスの抜本的な充実強化、宗教二世も念頭に置いた精神的、福祉的支援の充実及び子供、若者の救済について各関係機関で実施をする具体的な諸施策を明記し、これについてそれぞれが連携して取り組んでいくということを確認しているところでございます。

また、新法においても、法人等の不当な勧誘により寄附をした者に対する支援

として、法テラスと関係機関あるいは関係団体との連携の強化というのの規定をいたしました。

消費者庁としても、引き続き、消費生活センターを含めた関係機関における連携の強化を図ることによって、被害者の救済に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫 ありがとうございます。是非、やはり関係機関が非常に多いわけございませすので、どの施策もそうでございませすけれども、関係機関、役所間での連携だけじゃなくていろんなプレーヤーがおられるわけですので、その連携ということは非常に大切だと思いますし、特に役所の横の連携というのはこれはもう政治がやるべきことでありますので、河野大臣、是非よろしくお願いを申し上げます。



議員の質問を聞く岸田総理、河野大臣

最後の質問に移らせていただきましたといふふう思います。今回の法案、一刻も早く成立をさせて被害者の方々の救済へ大きな一歩を踏み出さないといけないということでありませすけれども、今回の法案については逆の見方をされる方もいらっしゃるわけございませす。真つ当な活動を行って一般的な寄附を受け取っておられるNPO法人や学校法人、宗教法人の皆さん方からは、正当なこれ善意による寄附までこれ影響を受けてしまうんじゃないかと、そういうふうな受け取り方をされる方も当然い

らっしゃるんだろうと思います。まあそういうような危惧の声が聞こえてくるわけでございます。

ただ、これは、そもそも今回の法案は、あくまでも不当な寄附の勧誘を行う法人等にこれは網を掛け得るといふことであるわけでございます。本法案の趣旨の周知徹底を図ることで適切な寄附の勧誘を行っているNPO等の懸念を払拭をしないといけないということ、それから、NPO等の活動でありますとか我が国伝統的な風習、そして、これから醸成をしていかないといけないということでもありと思っておりますけれども、我が国の寄附文化と、これへの影響がこれ出ないようにしていくことも同時に極めて重要なことだといふふう考えております。

この点につきまして、岸田総理の御所見をお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 新法案においては、この法の運用に当たっては、NPO法人等様々な法人の活動における寄附の重要性に留意しなければならぬ、この旨規定をしております。また、本法案における禁止規定あるいは配慮義務は、社会通念上不当な勧誘行為と認められるものに限っております。そのため、通常のNPO法人であれば寄附の勧誘に支障があるといふことはなく、寄附文化の醸成に対する不当な抑圧、抑制につながらないと考えております。むしろ、この不当な寄附の勧誘行為



議員の質問の答える岸田総理

が防止されることによつて、寄附への理解や寄附勧誘への安心感が高まることにもつながり得ると考えます。

なお、今後とも、NPO法人等の関係者に御懸念があるようであれば、本法案の趣旨についてしっかりと説明を尽くしていくこと、これは続けていきたいと考えます。

○宮崎雅夫君 総理、ありがとうございました。

先ほどの一連の質問でも申し上げましたし、今総理からも、御懸念があるようであればNPOの皆さん方にも説明を尽くしたいというお話もございました。被害者の皆さん方、国民の皆さん方、いろんな方々に分かりやすくこれ御説明をしていくと。いろんな機会を通じて、総理、そして河野大臣からも発信を是非お願いを申し上げたいと思います。それが被害者救済でありますとか総理もおっしゃった予防というようなことにもつながっていくと思ひますし、相談を受けられる方、相談体制の充実も含めて、そういうことを含めて実効性を上げていくと、フォローしていくということを是非改めてお願いを申し上げます、私からの質問とさせていただきます。

(以下略)